

入札における最低制限価格の範囲の改正について

練馬区では工事または製造その他についての請負に関する契約について、最低制限価格を設けてダンピング受注の排除を図っています。

国においてダンピング対策の強化を目的に最低制限価格の範囲が見直されたことに伴い、国の基準に合わせて最低制限価格の設定範囲を改正することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

1 改正内容

最低制限価格の設定範囲

改正前	⇒	改正後
予定価格の10分の7以上		予定価格の10分の7.5以上

※ 算定基準はこれまでと変更ありませんのでご注意ください。

2 対象案件

- (1) 予定価格が130万円を超える工事入札案件
- (2) 予定価格が50万円を超える製造その他についての請負に関する入札案件

3 適用時期

改正後の最低制限価格の設定範囲については、令和4年4月1日（金）以後に入札公告等を行う案件から適用します。

なお、令和4年3月31日（木）以前に入札公告等を行い、同年4月1日以後に入札執行をするものについては、従前の設定範囲を適用します。

練馬区総務部経理用地課契約係

Tel 5984-2832